

公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について

質問	回答
1 申請書類が認定基準を満たしているかについて、申請時や問合せ時に教えてもらうことはできますか。	申請書類が認定基準を満たしているかについては、審査で判断されます。認定の可否に関することについては、申請時やお問合せ時にお答えすることはできません。 なお、認定審査は申請者における外国の大学及び外国の大学院(以下「当該校」という。)の教育内容等を総合的に審査します。
2 大学院の課程修了相当の外国の心理職資格証が紙面で発行されておらず、ウェブ上で資格取得状況を閲覧できるようになっている場合は、どのようにすればよいですか。	資格証が紙面でなくウェブ上で資格取得状況を閲覧できる場合、閲覧画面を印刷し、URLを明記のうえ、紙面の資格と同様の方法で御用意ください。
3 「卒業した外国の大学の教科課程及び時間数を明らかにした書類」とはどのようなものですか。	教科課程を明らかにした書類とは、申請者が履修した科目の教育内容と時間数が明らかな書類のことです。(成績証明書やシラバス等) なお、書類作成上の留意点は以下の通りです。 ・成績証明書等で証明されている全ての履修科目について、教育内容及び時間数を明らかにしてください。 ・教育内容は全体の概要ではなく、履修した科目ごとに明示してください。 ・写しの場合は、写しが原本と相違ない旨の証明を当該校に依頼してください。 ・在学当時(西暦何年)に履修した教育内容を記載してください。当該校における現在の教育内容ではないので、注意してください。 ・履修した当時のシラバス等を出される場合は、当該校が発行したことが明確なものとなるよう注意してください。 ・当該校ウェブサイトからダウンロードした場合、URLを明記してください。その場合も当該校が発行したことが明確なものとなるよう注意してください。
4 「卒業した外国の大学の卒業証書の写し」については、当該校の証明は必要ですか。	写しの場合は、写しが原本と相違ない旨の証明を当該校に依頼してください。
5 「教科課程及び時間数を明らかにした書類」について、時間数ではなく、単位数で履修している場合は、どのようにすればよいですか。	単位制であっても時間数に換算してください。 なお、単位数を時間数に換算する方法については当該校に確認し、当該校による証明のある書面で確認できるようにしてください。
6 公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受ける手続きができない場合は、どこで手続きを行うことができますか。	「真実である旨の確認」は、当該国の大使館、領事館等にて受けてください。なお、外国に所在する日本国の大使館及び領事館では行いませんので御注意ください。 当該国の大使館、領事館等にて「真実である旨の確認」を受けることが困難な場合は、当該国内で実施されている、大使館、領事館等以外にて「真実である旨の確認」を受ける方法に従い、「真実である旨の確認」を受けてください。写しである場合は、写しが真実である旨も含めて確認を受けてください。 なお、大使館、領事館等以外での「真実である旨の確認」を受ける方法は国や地域によって異なります。